

瀬戸市居住支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 瀬戸市（以下「市」という。）は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第51条の規定に基づき、住宅確保要配慮者（法第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者をいう。以下同じ。）又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域包括ケアシステムを推進することを目的として、瀬戸市居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(分掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事務を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者に対する情報提供に関すること
- (2) 関係機関との連携に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる機関又は団体の関係者をもって構成する。

- (1) 法第40条に規定する支援法人
- (2) 不動産関係団体
- (3) 福祉医療関係団体
- (4) 市の関係部署
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(役員)

第4条 協議会に議長1名を置く。

- 2 議長は、瀬戸市健康福祉部高齢者福祉課長を充てる。
- 3 議長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会の運営)

第5条 協議会は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、第3条に規定する関係者以外の者を協議会に参加させることができる。

(部会)

第6条 議長は、第1条の目的を達成するために専門的かつ具体的に協議し、又は検討する必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、第3条に規定する関係者から議長が指名する者をもって組織する。

3 前項の規定に関わらず、議長は、必要があると認めるときは、協議会以外の者に専門部会への出席を求めることができる。

(秘密の厳守)

第7条 協議会の出席者は、協議会において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、瀬戸市健康福祉部高齢者福祉課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。